

<川越市>

## 「川越市・市道不正認定住民訴訟」

### 第3回公判(9月5日)傍聴記

川越市の市道 5565 号線(寺尾大仙波線)をめぐる、川越市民 23 名による住民訴訟(平成 30 年(行ウ)第 10 号事件)の3回目の公判が、さいたま地裁C棟 105 号法廷(谷口豊裁判長)にて開かれた。

市の道路(市道)として公に認めて、市の費用で管理する必要のない土地について川合善明市長が市道の認定をし「舗装工事をしたことなどが、市にムダな出費をさせた」ものだとして「道路整備費用など約 308 万円を川越市へ返還するよう」求めた訴訟だ。事件の内容は、本紙既報を参照して頂きたい。

[http://www.gyouseinews.com/p2\\_1\\_kawagoeshi/p2\\_1\\_kawagoeshi.html#kawagoe32](http://www.gyouseinews.com/p2_1_kawagoeshi/p2_1_kawagoeshi.html#kawagoe32)

### 川合善明市長と齊木元市議、リングに上がる?!

多くの傍聴人が見守る法廷で、原告の川越市民代理人・清水勉弁護士、出口かおり弁護士、被告である川越市(正しくは「川越市長」だが、判りにくいので「川越市」としておく)の代理人・馬橋隆紀弁護士が向かい合う光景は前回までの公判と同じだが、この日、被告席には更に2名の弁護人が座していた。

この裁判の「補助参加人」である齊木元市議親子の代理人である。

「補助参加」とはなにか?

前回本紙傍聴記での清水勉弁護士の解説にも述べられているが、本件裁判では原告住民側が川合善明川越市長と齊木元市議親子に対して「補助参加しますか」という訴訟告知をしている。補助参加というのは「被告が裁判に負けるとモロに不利益を受ける立場にいるのに裁判の被告になっていない人が、独自の立場で訴訟手続に参加する」ことだ。訴訟告知は、その利害関係人に裁判が起こっていることを知らせる制度だ。

原告は「市道不正認定は、川合市長と齊木元市議親子が組んでの共同不法行為だ」と、川越市に訴えている。齊木元市議親子は被告ではないけれど、川越市が裁判に負けると、川越市から賠償金（本件訴額の308万円）を請求されるという利害関係がある。川合市長も同じ利害関係がある。

川越市は、負けても自分が賠償金を払うわけではない。むしろ払ってもらう立場だから損はない。川越市が負けないうどれほど頑張るか、利害関係人には判らない。不安があれば自ら裁判に参加して、川越市が負けないうに加勢する必要があるのだ。

「川越市は、自分たちのために最大限がんばってくれる」

そういう確信があるのであれば、補助参加する必要はない。裁判の成り行きを黙って見ていればいい。そうすれば、弁護士費用もかからない。

川合市長と齊木元市議親子3人とも補助参加してきた。3人とも川越市の代理人には任せられないと判断したのだ。今回は齊木元市議親子の代理人だけが出席したが、次回期日には弁護士資格のある「川合善明市長自身が出廷するらしい…」。

ついに主役の登場が期待できる展開になってきた。素人には退屈な裁判も、やっと楽しみになってきた。

## 消えた地権者？

原告・清水弁護士は、今年6月19日付書面で、寺尾大仙波線の工事のために立ち退いてもらう地権者のために、当初必要としていた代替地の面積を明らかにするよう被告に求めている。

争点となっている本件市道は、公道である寺尾大仙波線の工事のために、立ち退かなければならない市民に提供する代替地の面積が大きく関係しているからだ。

原告の訴えは、「齊木元市議の私邸の便宜のために、本来必要な代替地の面積からすれば設置する必要性のない道路を無理に設置した」というものだ。

この点に関する市の説明は一貫していない。というのも、今回の期日で被告が提出した準備書面1によると、「代替地を希望する地権者は4名いた」という。

しかし、平成30年2月13日付監査結果では、市は「3件の地権者から代替地取得希望があつて3区画の整備を行ったが、1件の希望者が、市道の認定後に希望を取りやめた」とある。

平成 23 年 12 月 8 日の市議会産業建設常任委員会議事録でも、当時の川越市道路建設課長は、「代替地二件を希望されている方」と「それともう一件、南側に位置する一件の地権者の引き家」と「併せて3件である」旨説明している。

果たして、本当に代替地希望者は 4 名いたのだろうか。

本当に 4 名いたのであれば、川越市の文書にその旨の記録があるはずだ。清水弁護士は、市が記録を確認すれば簡単に判るはずのことを尋ねたに過ぎない。

しかし今回の期日までに、被告・川越市は「4名分」について必要とする代替地の面積を明らかにしなかった。

もし、市道不正認定のために、代替地の取得を希望する「架空の地権者」をデッチ上げたとすれば、開示していないのではなく「開示できない」ということなり、原告が訴えている川合市長と齊木元市議親子による不法行為疑惑が濃厚になる。

清水弁護士の主張を受けて、被告代理人・馬橋弁護士は「代替地の需要が架空であれば市道認定が不正であるという趣旨で主張して頂ければ、それに対して回答する」と述べ、裁判所も「そのストーリーで反論を再提出して下さい」と原告に求めた。

法律の専門家ではない本紙記者には、やや意味不明のやり取りであるが、日本の裁判は、このような応酬が多いように思える。

原告は最初から「代替地と言いながら、長年、空き地になること自体、不法行為の疑いとなるのだ」という主張をしているのだから、被告だって最初から「いやいや、当初は誰それという特定の市民のために代替地を用意したのだが、その後、何年何月何日に、これこれこういう事情で代替地が要らなくなった。その経緯を記録した公文書もある。だから不正じゃない」と反論すれば良いだろうと素人には思えるのだが、被告弁護士も裁判所も「代替地が架空の疑いがあるから所在を明らかにせよ、という言い方で聞いてくれないと答えられない」と言うのだから、法曹界とは不思議な世界だ。

常識的な会話のセオリーは通用しない。

「争点」というものを細かく分断して、司法判断はその争点ごとになされるのだ。

だから、裁判の判決では「この争点については原告の訴えを認めるけど、こっちの争点は被告の反論が正しい」というようなものになる。その意味では、被告と裁判所が「争点を細かく分けて追及してね」というのも判らないでもないが、一般人からすれば「モタモタなにやってやがる」と感じてても無理はないだろう。

ともあれ、被告と裁判所の求めに応じて、原告・清水弁護士は「じゃあ、ハッキリ聞いちゃうからね」とでも言える追加書面を提出することになったのである。例によって、ものの 10 分で閉廷。「なんだ、今回の法廷もこれだけのやり取りで終わり？」と漏らす

傍聴人がざわついたのは、両弁護士と裁判所が次回期日を決めている最中のことだった。

## 次回、ついにビッグスター・川合善明市長参上か！？

原告・被告の弁護士と裁判所の日程がすべて一致して次回期日の日時が決まる。

そのやり取りのなかで、裁判長が手元の書類を見ながら「**11月7日の午後3時45分では？**」と、妙に中途半端な時間帯を提案したのである。

何かと思えば、「**川合市長が補助参加で出廷できる日時らしい**」。法廷で不規則発言は禁じられているので黙っていたが、本紙記者は内心盛り上がった。

なにしろ、本紙のビッグスターとも言える川合善明市長が、ついに被告側として裁判に参上するかもしれないのだから。

## 恒例…清水弁護士・出口弁護士のレクチャータイム

閉廷後、法廷外の一画で、傍聴人市民らに対して原告・清水・出口両弁護士が今日の裁判を解説してくれた。以下はその抜粋である。

### 〈出口かおり弁護士〉

『この裁判で川越市が敗けると川合市長個人と齊木氏親子は、市に対して、市が不正に支出させられたお金を返さなければいけなくなります。』

川合市長個人と齊木氏親子もこの裁判に利害関係があるので、裁判に参加する資格があるのです。これが補助参加という制度です。だから、市を勝たせるために川合市長個人と齊木氏親子が補助参加してきたのです。川合市長個人は、今日は欠席で代理人も立っていませんが、齊木氏親子の弁護士は出廷しました。

今日は私たちの「**架空の代替地があるのではないか**」という疑念に対して、それを明確な反論のかたちで出してくれとなったわけです。それに対して川越市が回答する必要があるかどうかを裁判所が判断するということになるのです』

え？！架空であったかどうかを裁判所が「**市は答えなくて良い**」などと判断することがあり得るのか？と思うが、裁判とはそういうものらしい。

続いて清水弁護士が、そもそも行政に対する住民訴訟がなぜこんなに面倒なのかについて講義してくれた。

## 〈清水勉弁護士〉

『かつて私たちがやっていた住民訴訟では、たとえば今回で言えば川合市長と齊木氏を直接被告に出来たんですよ。それが、地方自治体法が改正(改悪?)されちゃって、まず自治体に訴えて、自治体が敗訴したら自治体が市長たちを訴えて不正支出させたお金を取り戻すという二度手間になったんですよ。すると、本来、訴えられなきゃいけない人間が最初は訴えられないという意味では楽なんだけど、もし裁判に参加せずに黙って見ていて、訴えられた自治体が敗けた場合、自治体から訴えられたら、「自治体が敗けた判決」があるだけで市長側は損害賠償責任を負うことになる。

それを回避するために一審の裁判から補助参加して、なんとしても自治体に勝ってもらわないと、ということで補助参加に出て来たのです。

たとえば、いまは川合市長政権でこの裁判をやっていますが、仮に市長が変わって反川合市長の政権になったとすれば、川越市は「原告の請求を認める」と言ってしまう可能性もある。でも、川合市長と齊木氏たちが補助参加しておけば「市は認めても、こっちは認めませんよ」と言えるわけです。

東京都の豊洲市場の問題も同じ構図です。あれは前都知事の石原氏のやったことなので、いまの都は裁判で積極的に主張しないから、石原元知事が言いたいことがあるなら主張してくれというのが小池都知事の姿勢です。そんなことで面倒ではあるんですけど、川合市長と齊木氏親子が補助参加で裁判にご出演ということになって、役者は揃ったということになるわけですから、これからが本番です』

さて、川合市長が次回法廷でどのような顔をして被告側に座るのか、楽しみに待ちたい。11月7日午後3時45分、浦和のさいたま地裁C棟105号法廷で開幕である。

奇しくもその翌日11月8日は、川合市長(原告)とコレクト行政!連絡協議会(被告)の名誉毀損裁判がある。なんと川合市長は2日に渡って被告側と原告側の二役で登場だ。自治体の首長だか、芝居の座長だかわからない迷走ぶりである。

市民の方々には、是非とも次回期日をお見逃しなきよう。